

新たな産業廃棄物埋立最終処分場の建設阻止と跡地問題解決に向けて

## 産廃建設阻止！西尾市民会議会則

(名称)

第1条 この会の名称は、「産廃建設阻止！西尾市民会議」（以下「本会」という。）とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、西尾市一色町生田一ノ切57番地(生田公民館内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、建設計画地が南海トラフ巨大地震による津波・液状化による甚大な被害が想定され、周辺市民の生活環境・教育環境において大きな影響を及ぼすとともに、漁業及び沿岸の産業のみならず、市内の軟弱な道路が交通量の増大により、市民の生活環境・教育環境や農産業にも大きなダメージを与えることが想定、懸念されるこの問題は、西尾市全体の問題であることから、新たな「産業廃棄物最終処分場」の建設阻止と跡地問題の解決を促すための活動を行い、「西尾の産廃問題」として、市民の生命、健康、財産を守るため、産廃ごみの散乱防止と農畜水産物の風評被害を防止することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県に対する取り組み
- (2) 法的手段への取り組み
- (3) 関係機関、環境保護団体等への訴え
- (4) 環境保護、保全のための研究及び活動、署名活動、役員会の開催、定例会（研究会）の開催、講演会の開催、チラシの配布活動、「産廃場建設阻止」の幟旗・看板等による広報活動
- (5) 情報交換及び交流
- (6) その他必要な事項

(組織)

第5条 本会は、趣旨に賛同する各種団体、各種企業、市民及び市議会議員等をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 数名  |
| (3) 会計   | 1名  |
| (4) 理事   | 複数名 |
| (5) 事務局長 | 1名  |

2 本会に顧問を置くことができる。

#### (役員を選出)

第7条 本会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長は、総会において会員の賛同をもって選出する。
- (2) 副会長、会計、理事及び事務局長は、会長が指名する。
- (3) 役員が欠けた場合は、新たな役員を補充することができる。

#### (役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員が欠け補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

#### (役員職務)

第9条 役員は次の職務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合がある時は、会長の職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を管理する。
- (4) 理事は、第4条に定める事業の実施を推進する。
- (5) 会長、副会長、会計及び理事は、役員会を組織し、第4条に定める事業の実施を推進する。

#### (会議)

第10条 本会の会議は、総会・役員会・定例会とする。

- (1) 総会は、年1回開催し、会長が招集し、その議事を主催する。
- (2) 役員会は、会長・副会長・会計・理事で構成する。
- (3) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- (4) 本会の会議の議長は、会長が務める。
- (5) 顧問は、会議に出席し意見を述べるができる。
- (6) 会長は、必要があると認めるときは、会長が指名する者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (会費)

第11条 年会費は、各号のとおりとする。

- (1) 企業活動を行う団体及び組合員で構成する団体は、一口1万円とする。
  - (2) 企業活動を伴わない各種団体及び個人は、一口千円とする。
- 2 年会費は、年度途中での参画団体等においても、前項各号と同様とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(委任)

第13条 この会則の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成30年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月13日から施行する。

# 「産廃建設阻止！西尾市民会議」入会申込書

申込日 年 月 日

入会区分	企業 ・ 団体 ・ 個人
ふりがな 氏名 (代表者の場合は 役職名も記載)	印 自署の場合は押印不要です
ふりがな 企業名又は団体名 (個人は不要)	
連絡先	〒 住所 電話 FAX E-mail
年会費	(企業及び企業活動を行う団体一口1万円、個人一口千円) _____ 円 _____ 円 来年度の年会費につきましては、改めてご案内させていただきます
仲介者	

## 「産廃建設阻止」のぼり旗注文書

品名	単価	購入個数	金額	引渡し
セット	2,000円		円	
旗のみ	1,300円		円	
ポールのみ	700円		円	
合計金額				円

## 領収書

\_\_\_\_\_ 様 金 \_\_\_\_\_ 円

但し、年会費、のぼり旗代として上記正に領収いたしました

領収日

年 月 日

産廃建設阻止！西尾市民会議  
事務局長 鳥山美知男